

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の柔軟な活用を求める意見書

国の二度にわたる補正予算において、様々な制度の創設・拡充がなされるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が創設・増額され、地方公共団体が、地域の実情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できることとなった。

現在、県及び県内市町村では、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、標記交付金を活用した様々な対応策を検討している中、令和2年7月豪雨により県内各地で甚大な被害が発生した。新型コロナウイルス対応を行いながら、当面、災害救助、自宅の応急修理、さらに復旧に重点化するため、被災市町村はもとより応援する市町村を含め、標記交付金の有効活用に向けた十分な検討が進まないことが懸念される。

また、有効な治療薬やワクチンなどが開発されるまでは、今後の第2、3波に備えることが重要であるが、今後の影響が十分に見通せない中、現時点で将来を見据えた課題を念頭に、事前に制度設計をすることは困難な面がある。

よって、国におかれでは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、使途を限定せず、基金積立により複数年での活用を可能とするとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、地域ごとに実情が異なるため、対象事業や対象経費を限定することなく、柔軟に活用できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年8月4日

熊本県議会議長 池田和貴

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	加藤勝信様
内閣府特命担当大臣 (地方創生)	北村誠吾様